

生成AI時代におけるアイデンティティの法的保護：肖像、声等の無断利用による民事責任の在り方に関する検討会第1回（令和8年4月24日）の総合的分析

Gemini 3.1 pro

1. 序論：生成AI技術の躍進と「アイデンティティ」保護という新たな歴史的課題

デジタル技術の不可逆的な進化、とりわけ生成AI（人工知能）の急速な普及と高度化は、社会に多大な利便性と新たな表現手法をもたらす一方で、個人のアイデンティティを構成する中核的要素である「顔」「姿態」、そして「声」の容易な複製と改変を可能にした。これにより、著名な俳優や歌手、クリエイターの肖像や声が本人の許諾なく無断で利用され、経済的利益が不当に搾取されるばかりか、人格的尊厳が著しく傷つけられる事案が世界規模で深刻化している¹。

具体的な権利侵害の実態として、声優や歌手の既存の音声をAIに無断で機械学習させ、本人の声質や抑揚に酷似した合成音声を生成して全く別の楽曲を歌わせる「AIカバー」の横行が挙げられる²。声優や歌手にとって、自己の「声」は長年の鍛錬によって獲得された独自の無形資産であり、顧客吸引力の最大の源泉である。これを無断で抽出し、商業的プラットフォームで公開したり、あるいは独自のAIボイスモデルとして販売したりする行為は、クリエイターが本来享受すべき正当な収益機会を奪う直接的な脅威となっている¹。さらに、俳優やタレントの顔画像をAIによって合成し、本人が実際には行っていないいせつな行為をしているかのように見せかける「性的ディープフェイク」の被害も社会問題化している²。これは単なる財産的利益の侵害にとどまらず、個人の名誉や尊厳に対する回復困難な人格権侵害を構成する極めて悪質な行為である。

こうした喫緊の課題に対し、日本の法制はいかにして個人の権利を実効的に保護しつつ、同時にAI技術を用いた健全なイノベーションとの均衡を図るべきかという重大な岐路に立たされている。従来の日本の法体系において、肖像や声の無断利用に対する民事上の救済は、主に民法第709条が定める「不法行為責任」に基づく損害賠償請求や、人格権的利益に基づく差止請求に依存してきた⁴。しかし、「パブリシティ権（著名人が自身の氏名や肖像が持つ顧客吸引力や商業的価値を独占的に利用する権利）」や「肖像権」といった権利概念は、著作権法などのように明文の制定法によって厳密に定義されたものではなく、これまでの長年の裁判例（判例法理）の蓄積によってその存在と内容が事後的に形成されてきたものである⁴。

判例法理に基づく権利保護は、事案ごとの個別具体的な利益衡量によって判断されるため、「どのような要件を満たせば権利侵害が成立するのか」という法的保護の外延（境界線）が極めて不明確であるという致命的な課題を抱えている¹。特に生成AIのように、既存の著作物そのものをデッドコピーするのではなく、抽象的な特徴（声質や顔の骨格など）を抽出して「新たな表現」を生成する高度

な技術に対して、従来の著作権法によるアプローチでは権利侵害を問うことが困難な場合が多い。結果として、自らの権利を保護しようとする被害者であるクリエイターは、多大な時間と費用をかけて個別に訴訟を提起し、権利侵害の存在をゼロから立証しなければならないという過酷な負担を強いられてきた¹。AI技術の進歩のスピードに個別の司法判断が追いつかないという強い危機感から、法務省主導のもと、権利保護の枠組みと民事責任の在り方について統一的な法的整理を行うための検討会が設置されるに至ったのである¹。

2. 「肖像、声等の無断利用による民事責任の在り方に関する検討会」第1回の全容と討議枠組み

生成AIの普及等による深刻な無断利用事案の抑止に向け、パブリシティ権等の権利の侵害に関する不法行為法の解釈適用について、現行法及び判例法理を踏まえた法的整理の検討を行い、その結果を取りまとめることを目的として、令和8年(2026年)4月24日の午前9時30分から12時にかけて、法務省11階の民事局会議室において(オンライン併用形式で)「肖像、声等の無断利用による民事責任の在り方に関する検討会」の記念すべき第1回会合が開催された⁵。

この検討会は、単なる学術的な意見交換の場にとどまらず、民事上の損害賠償請求の在り方を整理し、同年夏までに実務的な指針(ガイドライン)として取りまとめるという極めて具体的な政策目標を帯びている²。法務省が具体的な指針を示すことで、予測可能性を高め、無用な紛争を事前に防止するとともに、権利侵害を受けた被害者が訴訟を起こしやすい環境を整えるという明確な狙いが背景に存在する¹。

2.1. 有識者および関係省庁の重層的な陣容

本検討会は、民法理論、知的財産法学、そしてメディア・エンターテインメント領域の実務に精通した最高峰の学識経験者と弁護士によって構成されている。座長には、知的財産法学の権威である田村善之・東京大学大学院法学政治学研究科教授が就任し、多岐にわたる複雑な論点の整理と議論の総合的な統括を担っている⁸。以下に、検討会を構成する委員およびオブザーバーの陣容を示す。

役職	氏名	所属・肩書
座長	田村 善之	東京大学大学院法学政治学研究科 教授
委員	安藤 和宏	東洋大学法学部法律学科 教授
委員	今村 哲也	明治大学情報コミュニケーション

		学部 教授
委員	奥邨 弘司	慶應義塾大学大学院法務研究科 教授
委員	櫛橋 明香	東北大学大学院法学研究科 教授
委員	澤田 将史	高樹町法律事務所 弁護士
委員	柴野 相雄	TMI総合法律事務所 弁護士
委員	米村 滋人	東京大学大学院法学政治学研究科 教授

さらに注目すべきは、本課題が法務省の所管範囲(民事法制)にとどまらず、国のデジタル戦略や産業政策に直結する国家的な政策課題として位置付けられている点である。これを裏付けるように、内閣府からは「知的財産戦略推進事務局」および「科学技術・イノベーション推進事務局 人工知能政策推進室」が、経済産業省からは「経済産業政策局 知的財産政策室」がそれぞれオブザーバーとして名を連ねている⁸。この政府横断的な体制は、民法上の権利保護と、AI産業の育成や競争政策とをいかに調和させるかという、より高次の政策調整の場として本検討会が機能していることを示唆している。

2.2. 第1回会合における提示資料の体系的分析

初会合においては、今後の深い議論の土台となる極めて精緻で網羅的な資料が事務局から提示された。配布資料一覧(資料1)に示されている通り、議題の中心となったのは以下の資料群である⁷。

「資料2(検討会の開催について)」においては、生成AIの急速な普及に伴う無断利用問題への問題意識と、法的予見可能性を高めるという検討会の究極的な目的が明文化された⁴。「資料3-1(主な論点案)」では、権利侵害の成否判断や、不法行為責任が認められた場合の損害賠償請求の範囲(逸失利益や慰謝料等)に関する具体的な討議アジェンダが提示された⁴。また、「資料3-2(法的論点に関する判例、学説等)」においては、パブリシティ権の存在を最高裁判所が明確に承認したピンク・レディー事件判決等の過去の重要判例や、肖像権に関する学説の変遷が詳細に整理され、議論の確

固たる法的基盤として共有された⁴。さらに、「参考資料」として、経済産業省が令和7年(2025年)3月という直近に取りまとめた「不正競争防止法におけるパブリシティ価値の保護に関する調査研究報告書」が配布されており、不法行為法によるアプローチと並行して、競争法の観点からの検討も視野に入れられていることが明確に打ち出された⁴。

3. 核心的議論:「声」の保護に関するコンセンサスの形成と法的課題

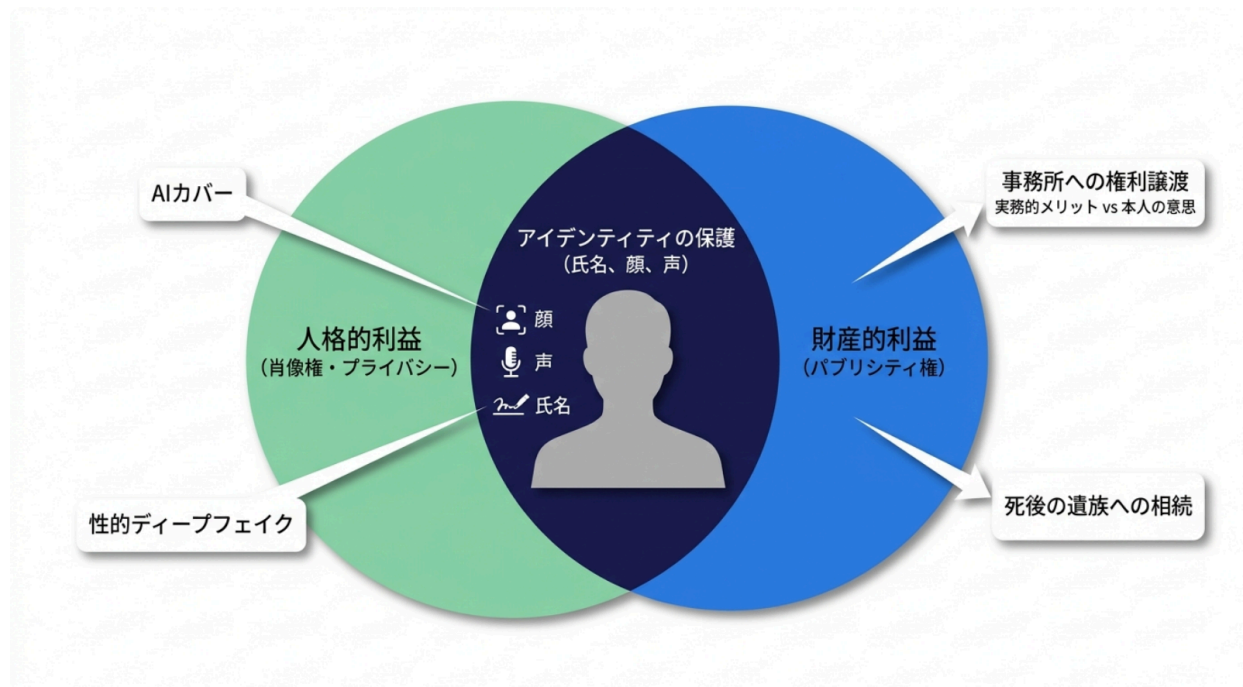
第1回検討会における最大の成果であり、社会的にも最も強い関心を集めたのは、これまでの判例法理において必ずしも保護の射程が明確ではなかった「声」の法的位置づけについて、有識者間で強固なコンセンサスが形成されたことである。

3.1. パラダイムシフト:「声」を肖像権およびパブリシティ権の保護対象とする認識の合意

従来、日本の法体系において「肖像」とは、カメラのレンズ等を通して視覚的に認識可能な個人の容貌や姿態を指すことが一般的であった。「声」という聴覚的な要素が、肖像と同等の人格的利益あるいは財産的利益として法的保護の客体となるかについては、明示的な最高裁判例が存在せず、法解釈上の大きな争いであった。しかし、本会合における討議を通じて、出席者は「声は個人の識別情報であり、人格の象徴にあたるため、肖像と同等の保護対象であるべき」との極めて画期的な認識で一致を見た²。

さらに、著名人が自己の氏名や肖像から生じる商業的価値(顧客吸引力)を排他的に支配し、そこから経済的利益を得る権利である「パブリシティ権」の保護対象に関しても、「声」が明確に含まれるという認識で足並みが揃った²。これは、技術の急激な進展によって「声」が個人の生身の身体から容易に切り離され、単独で抽出・合成・流通可能な独立した価値単位(デジタルレプリカ)へと変貌したという社会的事実を、最先端の法解釈が力強く追認した歴史的なパラダイムシフトであると評価できる。この出席者間の合意により、AIカバー等に対する不法行為責任(民法第709条に基づく損害賠償請求や差止請求)の追及に向けた、確固たる理論的基盤が確立されたと言える。

生成AIによるアイデンティティ無断利用に対する法的保護領域の拡張概念



本検討会で示された法的整理の概念図。従来、肖像を中心としてきた保護領域に「声」が明確に包摂された。一方で、財産的側面（パブリシティ権）の事務所への譲渡や遺族への相続については、人格的利益との衝突が生じるため、その法的境界線の画定が今後の焦点となる。

3.2. 民事責任追及における実務的ハードル：権利の譲渡性を巡る法理の相克

「声」や「肖像」に関する権利の保護範囲が拡張される一方で、その具体的な運用を整理する上で、会合では「これらの権利を芸能事務所等に譲渡できるか」という譲渡性の問題が極めて重大な論点として浮上した²。この議論の深層には、権利の実効的保護を通じた産業振興（実務的メリット）と、本人の人格的自律の維持（慎重論）という二つの法制度上の価値観の鋭い対立を含んでいる。

譲渡肯定派の視点からは、実務上の強力なメリットが提示された。出席者からは、「権利を事務所に譲渡できるようにすることで、事務所が本人に代わって迅速かつ効果的に訴訟を起こしやすくなる」との賛成意見が出された²。現代のエンターテインメント産業においては、無断生成されたAIコンテンツは国境を越えて瞬時に拡散する。個々の俳優や声優が単独で、海外の巨大テック企業や匿名のAI開発者に対して証拠を収集し、差止や損害賠償の訴訟を提起することは、資金的にも時間的にもほぼ非現実的である。したがって、権利が芸能事務所などの法人に譲渡されていれば、法人が権利主体として組織的な監視と一元的な法的措置を行うことが可能となり、結果的に所属クリエイターの経済的利益を守る強力な防波堤として機能するという現実的な要請が存在する。

しかし一方で、人格権の保護という観点からは強い慎重論も示された。「譲渡を安易に認めると、声

や肖像の利用に関して本人の意思が及ばなくなる恐れがある」という懸念である²。肖像や声といった要素は、単なる経済的商品ではなく、本人の人格的アイデンティティと不可分に結びついている。仮にパブリシティ権としての財産的側面を事務所に完全に譲渡してしまった場合、将来的に事務所の経営方針が転換した際や、本人が事務所を移籍した際、あるいは事務所が倒産した際などに深刻な問題が生じる。本人の思想信条に反する広告へのAI音声の無断提供や、本人の意に沿わない性的ニュアンスを含むコンテンツへの利用など、本人が望まない形で自らの声や肖像が合法的に商業利用されてしまうリスクが生じるのである。このように、財産的権利の流動化・取引の自由化が、結果として人格権への重大な脅威となり得るという法理上の深いジレンマがここにある。

3.3. 死後の権利保護(相続性)とアイデンティティの連続性

さらに、本検討会では「本人の死後に遺族が権利を相続できるか」という相続性の問題も重要な論点として俎上に載せられた²。従来の日本の民法学の通説において、人格権は一身専属性(特定の個人のみにも帰属し、他人に移転しない性質)を有するため、個人の死亡と同時に消滅すると解されてきた。しかし、パブリシティ価値を構成する財産的側面に関しては、著名な歌手や俳優の死後においても長期間にわたって莫大な経済的価値や顧客吸引力を生み出し続けるケースが極めて多い。

生成AI技術を用いれば、本人が亡くなった後であっても、生前の音声や映像データを学習させることで「新作」の楽曲を歌わせたり、新たな映画に出演させたりすることが技術的には極めて容易となっている。もし法的権利の相続性を完全に否定すれば、死後直ちにその著名人の声や肖像がパブリックドメイン化し、何者にも制約されることなくAIによる無断生成や悪意ある商業利用が野放しになるという危険性が高い。遺族による保護を認めるべきか、認める場合その保護期間を死後何年までと設定するのか(著作権法の死後70年に合わせるのか等)は、今後の指針策定において最も見解の対立が予想される難所の一つである。

4. 経済産業省「不正競争防止法におけるパブリシティ価値の保護に関する調査研究報告書」との理論的共鳴

法務省の検討会における民法・不法行為法に基づく議論をより立体的に理解するためには、第1回検討会で参考資料として配布された経済産業省の「不正競争防止法におけるパブリシティ価値の保護に関する調査研究報告書」(令和7年/2025年3月公表)の内容を精査することが不可欠である⁴。この調査研究は、令和6年度産業経済研究委託事業として実施され、有識者(田村善之教授が同じく委員長を務めるほか、照井勝弁護士らが参加)による研究会を経て取りまとめられたものである⁴。

法務省のアプローチが「個人の権利侵害に基づく救済(損害賠償・差止)」を主軸としているのに対し、経済産業省の報告書は、著名人のパブリシティ価値へのただ乗りを「市場の公正な競争秩序を乱す不正なビジネス行為」という観点から規制できないかを探求している。アプローチの手法は異なるものの、AI時代における無断利用の抑止という最終目標においては完全に軌を一にしている。

4.1. 業界団体からの切実なヒアリングと侵害実態の把握

この報告書の策定過程において特筆すべきは、パブリシティ価値に対する深刻な侵害実態について、直接の当事者である関係団体(一般社団法人日本音楽事業者協会、協同組合日本俳優連合)からの詳細なヒアリング報告がなされた点である⁴。これらエンターテインメント業界の根幹を支える団体からの報告は、無断利用による経済的損失がクリエイターの生存権を脅かすレベルに達してい

ること、そして既存の法制度では対処が困難な限界事例が頻発していることを浮き彫りにした。こうした現場の切実な声が、法務省・経済産業省双方の政策形成における強力な駆動力となっている。

4.2. 不正競争防止法の現行規定の適用可能性と限界

同報告書では、現行の不正競争防止法を用いてAIによるパブリシティ価値の冒用をどこまで規制できるかについて、具体的な条文に即した綿密な整理・検討が行われた⁴。

- 商品等表示の不正使用(第2条第1項第1号・第2号): 著名人の氏名や肖像を無断使用し、需要者に他人の営業であるかのように混同させる行為、あるいは著名な標識を不正利用して顧客を吸引する行為に関する規制である。AIで生成された著名人そっくりの合成音声や、この「商品等表示」として法的保護の要件を満たすかが深く議論された。
- 品質誤認表示(第2条第1項第20号): AIによる合成音声を、まるで本人が実際に発言したり歌唱したりしているかのように需要者に誤認させるような広告や表示に対する規制の可能性について検討された。
- 信用毀損(第2条第1項第21号): 特に悪質な「性的ディープフェイク」等の作成・流布が、虚偽の事実の告知に該当し、事業者の営業上の信用を毀損する行為として法的に捕捉可能かどうかの検討が行われた。

これらの検討は、民法第709条に基づく「権利侵害の立証」が高いハードルとなる場合であっても、不正競争防止法に基づく「営業上の利益の侵害」という別ルートから差止や損害賠償を請求できるという、強力な代替手段を提供する可能性を示唆している。

4.3. 比較法学的視座に基づく国際潮流の分析

さらに同報告書は、日本国内の制度論にとどまらず、韓国、中国、米国、イギリス、ドイツといった諸外国における最新の法制度や判例動向に関する詳細な調査報告を含んでおり、これが日本の法整備に向けた強力な示唆となっている⁴。

以下の表は、報告書で調査された各国のパブリシティ価値保護に関する制度的特徴を比較したものである。

国・地域	主な保護の法的根拠・制度の特徴	近年の生成AI等への対応動向と特記事項
韓国	不正競争防止法、民法、憲法	不正競争防止法第2条第1項に「ナ目(国内に広く認識された他人の氏名・肖像等と同一・類似の表示を使用し、他人の営業活動と混同させる行為)」を新設し規制を強化。パク・サンミン事件などの重要判例が存在し、さらに独立したパブリシティ新法制定の

		動きもある ⁴ 。
米国	州法に基づくパブリシティ権 (ランハム法等)	各州レベルにおいて「デジタルレプリカ」に対する明示的な権利保護や、ディープフェイクの作成・流通を厳しく規制する特別法を制定する動きが急速に進展している。モンローの枠組みに基づく柔軟かつ強力な財産的保護の実績がある ⁴ 。
イギリス	パッシング・オフ(Passing off) 法理	明文のパブリシティ権はないものの、伝統的な不法行為法理であるパッシング・オフ(詐称通用)を柔軟に用いて、著名人の名声への無断なフリーライド(ただ乗り)を規制している。また、ガーンジー島など一部地域では独自の肖像権条例が制定されている ⁴ 。
ドイツ	造形美術及び写真作品に係る著作権法(KUG)等	KUGに基づく肖像の保護を基盤としつつ、一般人格権の法理を組み合わせる保護を図る。財産的側面よりも人格権的側面を重視するヨーロッパ大陸法系の伝統的な特徴を強く残している ⁴ 。
中国	民法典および反不正当竞争法	民法典において肖像権や氏名権を明記し、AIを含む高度な技術による声や肖像の無断改変・利用を規制するための条文整備が着実に進行している ⁴ 。

この国際比較から明らかなように、世界各国は生成AIがもたらす脅威に対し、すでに既存法令の解釈の大幅な拡張や、ピンポイントでの新法制定による具体的な防御策を迅速に講じている。仮に日本だけが判例法理の曖昧な領域に留まり続けられれば、法規制の緩い日本市場が、海外の悪意あるAI事業者にクリエイターのデータを無断で学習・生成される「データロンダリングの温床」となる重大なリスクがある。経済産業省の調査研究と法務省の検討会は、この事態を回避し、日本のソフトパワー

を守るための「法的な防波堤」を構築する国家的なプロジェクトの両輪として機能しているのである。

5. 検討会に対する各界の反響と社会への波及効果

令和8年4月24日の初会合の開催は、法曹界、エンターテインメント産業、メディア、そして政策形成層において即座に極めて大きな反響を呼んだ。

5.1. 政策決定プロセスにおける強力な政治的推進力

本検討会の設立と議論の方向性に対しては、政治サイドからの強力なコミットメントが確認されている。弁護士資格を有し、知的財産政策に造詣の深いみたに英弘(ミタニヒデヒロ)衆議院議員は、検討会開催と同日に自身のコラムやブログを更新し、「本日『肖像、声等の無断利用による民事責任の在り方に関する検討会』の第一回を開催致しました」と報告した¹。

同氏は、日本経済新聞の報道「生成AIによる肖像・声の無断使用、民事責任の範囲整理へ 法務省」を引用し、「私の下でPT(プロジェクトチーム)を立ち上げ、検討させていただきます」と表明し、与党内の政策論議を先導する姿勢を明確にした²。さらに、検討会の意義について「もちろん、この検討会の議論で、現在の問題が全て解決されるわけではありませんが、肖像、声等の無断利用の権利侵害により生ずる民事責任の有無や内容に関し、予測可能性を高め、無用な紛争を防止することに一定程度寄与することができると思っています」と述べ、法整備に向けた強い決意と期待を示している¹。

また、同氏は個々のクリエイターに訴訟負担を強いることは現実的ではないとの見解を持っており¹、政府の規制改革推進会議やデジタル行財政改革会議といった大局的な国家戦略の枠組みの中でもこの問題を提起している。このような政治主導の強力なバックアップは、夏に予定されているガイドライン策定に向けた官僚機構の動きを後押しする最大のエンジンとなっている。

5.2. 産業界の実存的危機と新たな対抗策の模索

エンターテインメント業界からは、本検討会の動向に対する熱烈な期待と、自衛のための新たな動きが観察される。前述の通り、日本音楽事業者協会や日本俳優連合といった業界団体は、これまで何度も政府に対して窮状を訴えてきた¹。

業界の一部では、国による法整備を待つだけでなく、自ら能動的な防衛策に乗り出す動きも表面化している。例えば、大手声優事務所「81プロデュース」が、音声AI研究の最前線を走る海外スタートアップ「イレブンラボ(ElevenLabs)」と業務提携を発表したことは、業界内外に大きな衝撃を与えた⁶。この提携は、単にAI技術を導入するにとどまらず、“声の無断盗用問題”に一石を投じる方針を明確にし、今後は声優自身の声の権利を強固に保護しつつ、公認されたAI音声を用いた「新しい収益機会の創出」を両立させることを目指すものである⁶。

今回の法務省検討会における「声も肖像と同等の保護対象に含まれる」というコンセンサスの形成は³、長年法的な不確実性と無断利用の脅威に苦しんできたクリエイターや事業所にとって、技術的自衛策だけでなく法的根拠に基づいた権利回復への確かな道筋を示す希望の光として受け止められている。

5.3. メディアと社会全般の意識の高まり

メディアの反応も迅速かつ多角的であった。大手新聞各社は本検討会の初会合を一斉に報じ、例えば朝日新聞は社説において「AIと声・容姿の無断利用、責任は？ 権利守る幅広い議論を」と題し、本問題が一部の著名人だけの問題ではなく、デジタル社会における個人の尊厳に関わる普遍的な課題であることを指摘した¹³。

また、出版業界においても生成AIと著作権の問題は対岸の火事ではなく、HON.jp News Blogなどの専門メディアでは、本検討会の動向が「アクセシブルなEPUB制作のためのガイドブック」の公開や、AIによる書籍からの回答生成システム(キュレカ等)の話題と並行して詳しく報じられており¹³、テキスト、画像、音声の全領域においてAIと権利の均衡点が社会全体の重大な関心事となっていることが伺える。

6. 結論: 令和8年夏に向けたガイドライン策定の展望と次期課題

令和8年4月24日に開催された「肖像、声等の無断利用による民事責任の在り方に関する検討会」の第1回会合は、生成AIによって引き起こされた「アイデンティティの無断複製」という未曾有の法的空白地帯に対し、国家として明確な法的秩序を打ち立てるための決定的な第一歩であった¹。

特に、「声」を肖像と同列の保護対象として法的に位置づけるという有識者間の明確なコンセンサスは²、音声データが無限にデジタル空間で複製・改変される時代において、人間の尊厳と経済的価値を守るための極めて重要な法解釈の進展である。

法務省は、本検討会での議論を踏まえ、令和8年夏までに、現行法で不法行為となる範囲や基準を明確化する指針(ガイドライン)を取りまとめる方針である²。次回の会合以降は、より具体的な被害事例を想定した極めて実務的なシミュレーションが行われる予定である²。

具体的には、「声優が演じるアニメキャラクターの声から特定の楽曲を歌う音源をAIで生成するケース」が議論される²。この事案は、キャラクターの著作権、楽曲の著作権、そして声優自身のパブリシティ権(声質への権利)という三重の権利が複雑に交錯するため、権利侵害の主体と客体をいかに切り分けるかが問われる。また、「俳優の肖像から、その人が裸になっているような画像をAIで生成するケース」においては²、財産的損害の算定方法に加え、著しい精神的苦痛に対する慰謝料の算定基準をどう設けるか、さらには生成物をアップロードした者だけでなく、生成AIの基盤モデル提供者に対しても幫助責任等を問えるのかという、より深い射程についての議論が不可避となる。

今後発表されるガイドラインは、単なる民事裁判の判断基準にとどまらず、AI開発企業、プラットフォーム、芸能事務所、そしてクリエイター自身の間における「新たなデジタル社会の契約」の礎となるだろう。権利の譲渡や相続といった難解な法的論点を乗り越え²、経済産業省が進める競争秩序維持の視座⁴とも精緻に融合しながら、いかにして実効性と予見可能性の高い保護基準を明文化できるか。日本の知的財産法制と民事法体系が、技術的特異点とも言える生成AIの波に対してどのような包容力と適応力を示すのか、産業界のみならず社会全体の刮目が集まっている。

引用文献

1. 本日「肖像、声等の無断利用による民事責任の在り方に関する検討会」の第一回を開

- 催致しました。 - みたに英弘(ミタニヒデヒロ) - 選挙ドットコム, 4月 26, 2026にアクセス、<https://go2senkyo.com/seijika/142012/posts/1362191>
2. AI利用、「声」も保護対象に＝有識者検討会が初会合一法務省 ..., 4月 26, 2026にアクセス、<https://www.risktaisaku.com/articles/-/111321>
 3. AI利用、「声」も保護対象に＝有識者検討会が初会合一法務省, 4月 26, 2026にアクセス、<https://www.nippon.com/ja/news/yji2026042400870/>
 4. 声等の無断利用による民事責任の在り方に関する検討会第1回(令和8年4月24日) - 法務省, 4月 26, 2026にアクセス、https://www.moj.go.jp/MINJI/minji07_00399.html
 5. 肖像、声等の無断利用による民事責任の在り方に関する検討会 - 法務省, 4月 26, 2026にアクセス、https://www.moj.go.jp/MINJI/minji07_00400.html
 6. 法務省、生成AIによる「声・顔」の無断利用めぐる有識者会議を設置, 4月 26, 2026にアクセス、<https://news.denfaminicogamer.jp/news/2604172h>
 7. 声等の無断利用による民事責任の在り方に関する検討会 議事次第・配布資料一覧 - 法務省, 4月 26, 2026にアクセス、<https://www.moj.go.jp/content/001461361.pdf>
 8. 肖像、声等の無断利用による民事責任の在り方に関する検討会 構成 ..., 4月 26, 2026にアクセス、<https://www.moj.go.jp/content/001461279.pdf>
 9. 法務省で生成AIに関する検討会 著名人の画像や声の無断利用受け「声の権利」は明確な定義示されず 7月まで議論, 4月 26, 2026にアクセス、<https://www.fnn.jp/articles/-/1035437>
 10. 不正競争防止法におけるパブリシティ価値の保護に関する調査研究報告書, 4月 26, 2026にアクセス、https://www.meti.go.jp/medi_lib/report/2024FY/000278.pdf
 11. 照井勝弁護士が委員を務めた令和6年度産業経済研究委託事業「不正競争防止法におけるパブリシティ価値の保護に関する研究会」による「不正競争防止法におけるパブリシティ価値の保護に関する調査研究報告書」が公表されました - 青山綜合法律事務所, 4月 26, 2026にアクセス、<https://aoyamalaw.com/topics/251205/>
 12. 生成AIによる肖像・声の無断使用、民事責任の範囲整理へ 法務省-日本経済新聞 <https://w...> - みたに英弘(ミタニヒデヒロ) - 選挙ドットコム, 4月 26, 2026にアクセス、<https://go2senkyo.com/seijika/142012/posts/1354476>
 13. 米学術系出版社ワイリーのAI事業売上急成長など 日刊出版ニュースまとめ 2026.04.25, 4月 26, 2026にアクセス、<https://hon.jp/news/1.0/0/58842>